

## 令和6年度加入のご案内

加入して安心！お得！



# 退職互助



## 加入手続き

- 加入対象 19~59歳(年度末年齢)の厚生会会員とその配偶者  
※会員が未加入の場合、配偶者だけで加入はできません
- 拠出金の納入 加入年齢に応じた拠出金を加入月から毎月給与天引き
- 加入方法 「退職互助制度加入申込書」に必要事項を記入のうえ、所属所の厚生会事務担当者へ提出してください。
- 加入月 毎月10日(厚生会必着)までの受付で、翌月から加入。

配偶者も  
加入でき  
ます！

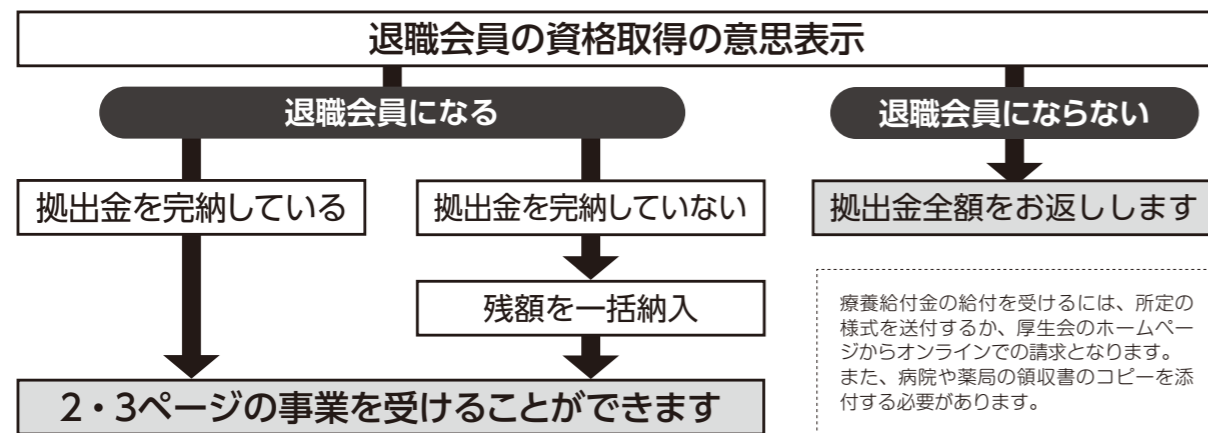
## 加入者拠出金表

加入年齢	月額	回数	合計額	加入年齢	月額	回数	合計額	加入年齢	月額	回数	合計額
19歳	1,360(4,240)	492	672,000	33歳	2,070(3,390)	324	672,000	47歳	4,840	156	755,040
20歳	1,400(1,400)	480		34歳	2,150(3,350)	312		48歳	5,290	144	761,760
21歳	1,430(4,190)	468		35歳	2,240	300		49歳	5,840	132	770,880
22歳	1,470(3,150)	456		36歳	2,350	288		50歳	6,490	120	778,800
23歳	1,510(3,070)	444		37歳	2,480	276		51歳	7,280	108	786,240
24歳	1,550(3,950)	432		38歳	2,620	264		52歳	8,280	96	794,880
25歳	1,600(1,600)	420		39歳	2,770	252		53歳	9,570	84	803,880
26歳	1,640(4,520)	408		40歳	2,930	240		54歳	11,290	72	812,880
27歳	1,690(4,450)	396		41歳	3,120	228		55歳	13,700	60	822,000
28歳	1,750(1,750)	384		42歳	3,320	216		56歳	17,320	48	831,360
29歳	1,800(4,200)	372		43歳	3,550	204	57歳	23,370	36	841,320	
30歳	1,860(4,260)	360		44歳	3,810	192	58歳	35,470	24	851,280	
31歳	1,930(2,290)	348		45歳	4,110	180	59歳	71,790	12	861,480	
32歳	2,000(2,000)	336	46歳	4,440	168						

※19歳~34歳に加入された方の最終回の月額は上表の( )内の額となります。

60歳まで払込み

## 退職時の手続き



## その他の取扱い

- 退職会員の資格を取得するには、厚生会に5年以上在会し、かつ40歳以上で所属所を退職し、拠出金を完納する必要があります。
- 退職するまでに退職互助を脱退する場合は、払い込まれた拠出金を全額お返しますが、退職会員の資格取得後(配偶者は医療給付金の受給権取得後)の任意脱退は、拠出金をお返しできません。
- 健康保険法の改正または大幅な医療費の上昇などにより、拠出金や事業内容を見直すことがあります。

## 退職互助って？

厚生会には、退職後の生活を支援する「退職互助制度」があります。

在職中は厚生会の福利厚生事業を受けることができますが、退職後はそれができなくなります。

退職互助では、現職中に拠出金を積み立て、退職後に退職会員になることで、退職後も医療費に対する給付を受けたり、退職会員向けの行事に参加し交流を深めたりすることができます。

医療費に不安を感じることなく、退職後も元気で豊かな人生を送るためにもぜひ加入をご検討ください。

## 3大特典!!

### ①保険診療の自己負担を大きく軽減!

入院はもちろん、風邪やけが・むし歯の治療まで、退職後の医療費を10年間サポート。

1か月1病院  
最大  
約7万円  
給付

### ②加入年齢が若いほど拠出金がお得に!

若くに加入するほど、拠出金の月額や合計額が安くなります。

早くからの加入が断然おススメ!

(30歳までに加入すると月々1,800円以内)

加入特典  
最大  
1,000円  
OFF

### ③在職中の事業参加費がお得に!

在職中の厚生会事業の参加費を5,000円未満の場合は500円、5,000円以上の場合は1,000円割引。

# 退職互助の事業内容

将来の医療費が安心!

## 1 医療給付金事業

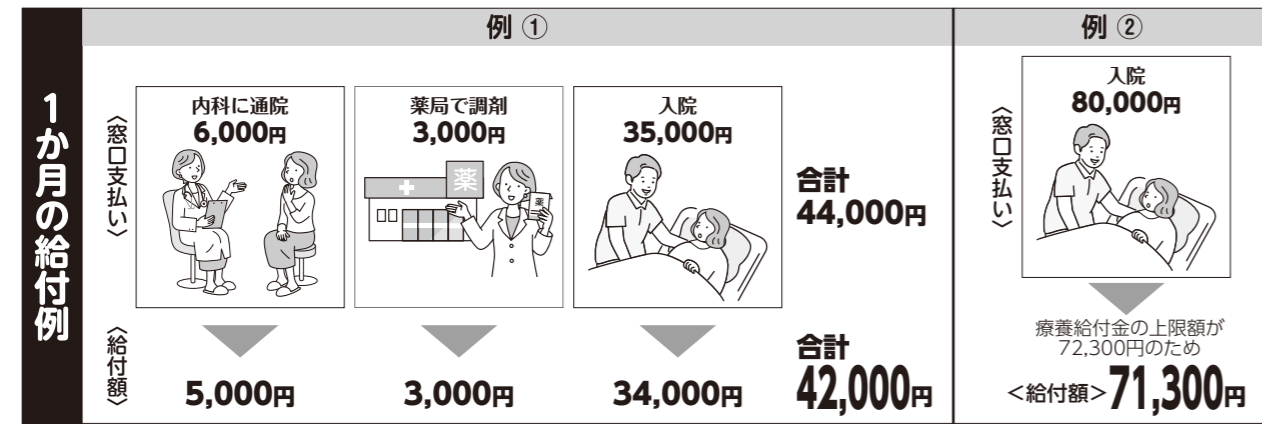
会員本人とその配偶者加入者が対象 10年間サポート!

- 給付期間**
- ・会員は退職後10年間(60歳未満で退職した場合60歳~70歳の10年間)
  - ・配偶者は60歳~70歳までの10年間

### 療養給付金



- ◇入院から風邪やむし歯などの日常の通院、薬局での調剤まで、保険診療(健康保険証を使って受診した医療費)による自己負担が給付の対象。
- ◇1か月ごと1つの医療機関での自己負担額が1,000円を超えたとき、72,300円を上限に給付されます。
- ◇薬局での調剤費は、全額が給付されます。



### 入院見舞金

10日以上入院した場合、療養給付金とは別に毎年度1回5,000円が給付されます。



### 人間ドック等利用助成金

人間ドックを受けたとき、15,000円を上限に自己負担費用の30%が毎年度1回助成されます。(脳ドックや各種検診も対象)



### 障害見舞金

身体等の障害により、療養給付金の給付を受けられなくなった場合に給付されます。

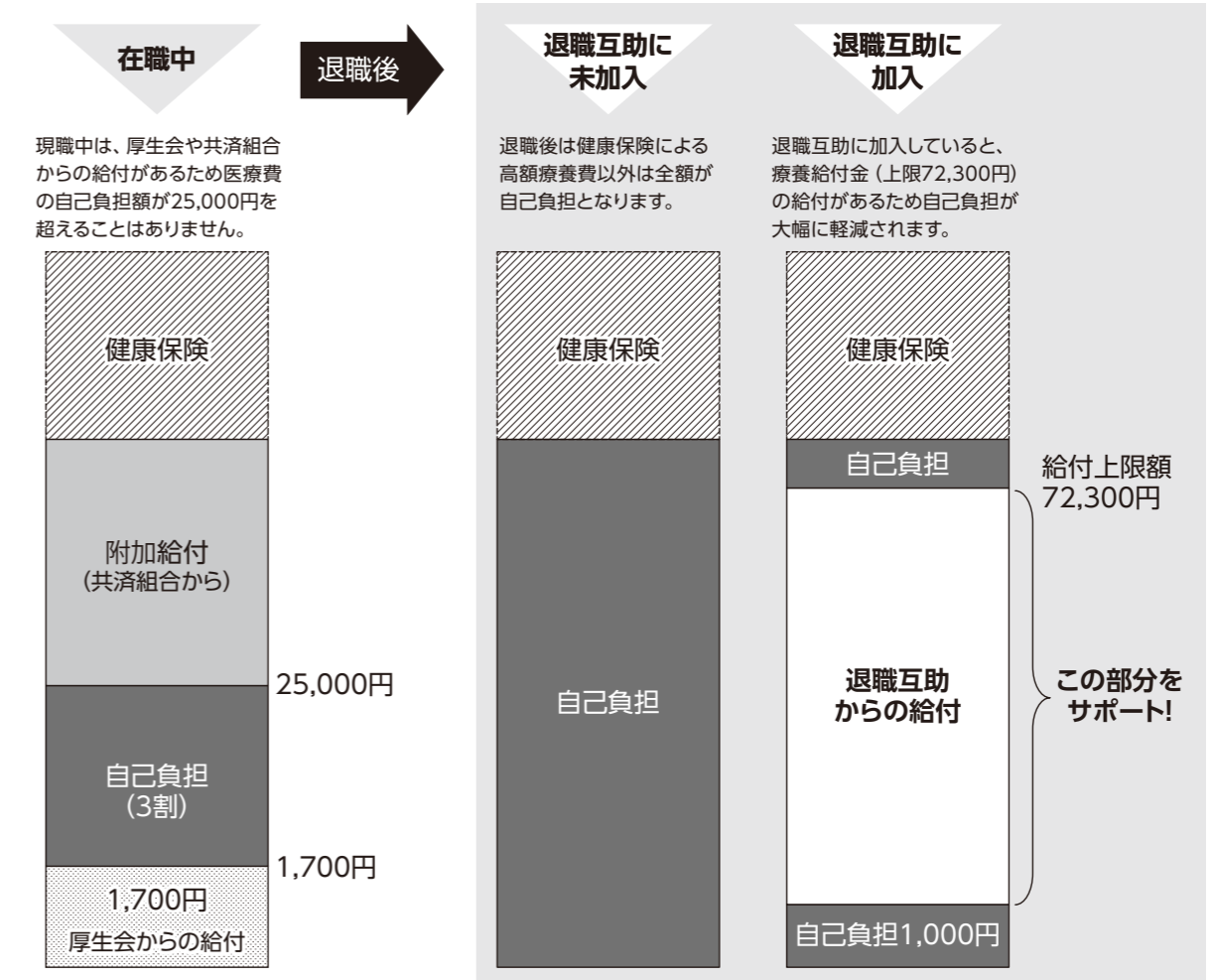
※払込済み拠出金合計額×1/2×(10年-経過年数)×1/10

### 死亡弔慰金付加金

退職会員の資格取得後、給付終了までに死亡した場合に給付されます。

※払込済み拠出金合計額×1/2×(10年-経過年数)×1/10

## 退職後の医療費のイメージ



## 2 給付事業

会員本人対象

- 長寿祝金
  - 古希・喜寿 5,000円
  - 米寿 10,000円
- 死亡弔慰金 10,000円



## 3 厚生事業

会員本人対象

- ◇退職会員交流のつどい
  - 講演会・懇親会を開催し交流を深めています。



### ◇支部事業

退職会員は、退職時の所属所に応じて、地域ごとにつくられた支部に所属します。親睦旅行やグラウンドゴルフや健康づくりの講座などの支部事業が行われています。

8支部：京都乙訓・城陽久世・綴喜・相楽・船井北桑・天田加佐・与謝・丹後

生き生きと  
楽しい豊かな生活!

### ◇グラウンドゴルフ大会



### ◇退職会員れんぼう

厚生会からのお知らせ、事業の案内など掲載。年3回自宅へお届けします。



# 退職互助 加入申込書

所属所名		所属 コード		会員 番号					
(フリガナ)			※1 性別	1. 男 2. 女					
会員氏名			※2 加入年齢	拠出金					
生年月日	年	月	日	歳	円				
(フリガナ)			※1 性別	1. 男 2. 女					
配偶者名			※2 加入年齢	拠出金					
生年月日	年	月	日	歳	円				

※1 記入は任意です。

※2 加入年齢は年度末年齢をご記入ください。

申込書に記入の個人情報は、当制度に必要な範囲でのみ利用されることに同意のうえ「退職互助制度」の加入を申し込みます。

申込日 年 月 日

会員氏名 \_\_\_\_\_